

(軸重等)

第4条の2 自動車の軸重は、10トン（牽引自動車のうち告示で定めるものにあつては、11.5トン）を超えてはならない。

2 隣り合う車軸にかかる荷重の和は、その軸距が1.8メートル未満である場合にあつては18トン（その軸距が1.3メートル以上であり、かつ、1の車軸にかかる荷重が9.5トン以下である場合にあつては、19トン）、1.8メートル以上である場合にあつては20トンを超えてはならない。

3 自動車の輪荷重は、5トン（牽引自動車のうち告示で定めるものにあつては、5.75トン）を超えてはならない。ただし、専ら路面の締め固め作業の用に供することを目的とする自動車の車輪のうち、当該目的に適合した構造を有し、かつ、接地部が平滑なもの（当該車輪の中心を含む鉛直面上に他の車輪の中心がないものに限る。）の輪荷重にあつては、この限りでない。